

一般社団法人 日本建設機械工業会制定

統一譲渡証明書制度

2025年4月



一般社団法人 日本建設機械工業会

目 次

統一譲渡証明書制度	1
統一譲渡証明書規程	3
1. 本規程の目的	3
2. 適用範囲	3
3. 発行者の資格	3
4. 発行者の義務	3
5. 交付	3
6. 譲渡証明書の新規発行要領	4
① 機械名	4
② 型式	4
③ 製造者名	4
④ 製造番号	4
⑤ 年月日	4
⑥ 譲渡人の氏名又は名称及び住所	4
⑦ 譲渡人印	4
⑧ 譲受人	4
7. 再発行の禁止	4
8. 汚損、破毀した場合の差替え発行	4
9. 譲渡証明書の記入欄が埋まった場合	4
10. O E M製品の取扱い	5
11. 輸入製品の取扱い	5
12. 実施期間	5
別表 統一譲渡証明書規程第2項に定める建設機械の範囲	6
(参考1)書式変更後(2024年7月)の譲渡証明書デザインについて	7
(参考2)本制度に関するよくあるお問い合わせ	8

統一譲渡証明書規程

建設機械の商取引は、長期に亘る割賦販売が多く、かつ、代金完済時迄、その機械の所有権を売主に留保する所有権留保特約付の契約の取引であることが多い。

このため、売主と買主の当事者以外には、所有権が誰にあるのか判らないこととなる。なかには、車検を取得することによって、車検証により所有者が誰であるかが判るものもあるが、建設機械のほとんどは車検を取得していない。このため、第三者に対し機械の所有者が明確に判るものが必要となる。

そこで、1971年（昭和46年）、当時の社団法人日本産業機械工業会加盟の建設機械メーカー各社の提案により統一譲渡証明書制度を創設し、その後1990年（平成2年）には、社団法人日本建設機械工業会（以下『当工業会』という）が分離独立したのに伴ってその事業を継承し、現在に至っている。

（日本建設機械工業会は2011年10月に一般社団法人となった）

すなわち、統一譲渡証明書（以下『譲渡証明書』という）は、その機械の所有者を明確に証明するものである。

1. 本規程の目的

本規程は、建設機械の売買における取引の正常化と、所有権移転に関する商慣行の確立に資するものとして、当工業会が制定した譲渡証明書の発行、ならびに、その取扱管理を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

譲渡証明書は、道路運送車両法による自動車登録制度に基づき登録されたものを除く当工業会会員会社の取扱製品で、かつ、当工業会が定める別表『建設機械の範囲』の製品について適用する。（以下、「適用製品」という）

3. 発行者の資格

譲渡証明書の発行者（第一譲渡人）の資格を有する者は、新品の建設機械を販売した業者で、かつ、次の者に限る。

- ① 当工業会会員会社である建設機械製造業者
- ② ①の建設機械製造業者の指定販売業者

なお、指定販売業者とは、当工業会会員会社である建設機械製造業者が事前に当工業会に申請を行ない、当工業会が承認した販売業者とする。

4. 発行者の義務

第3項に基づく発行者（第一譲渡人）は、譲渡証明書の発行先台帳を作成し、管理しなければならない。

5. 交付

譲渡証明書は、適用製品を発行者から直接買受けた買主の要求によって、買主に直接交付するものである。

但し、以下の場合は発行しないこともある。

- ① 買主が発行者に対して適用製品以外の修理代金その他の債務を有する場合。
- ② 製造後10年以上経過している建設機械の場合
- ③ 販売先会社が倒産等により存在せず、確認できない場合

なお、譲渡証明書は車検取得用には発行しない。

6. 譲渡証明書の新規発行要領

譲渡証明書は、ゴム印、タイプ、電子機器等でのプリントアウト、またはボールペン等の改ざん不能な用具を用いて、次の項目を漏れなく記載しなければならない。

① 機械名

譲渡する機械の売買契約書に記載された具体的な商品名（油圧ショベル、ホイールローダ等）を記載する。

② 型式

譲渡する機械の売買契約書に記載された型式名を記入する。

③ 製造者名

譲渡証明書を発行する資格のある製造会社の正式名称を記載する。

④ 製造番号

譲渡する機械の売買契約書に記載された車体番号（製造号機）を記載する。

⑤ 年月日

（ア）発行日が記載されるが、完済日が確認できた場合は完済日が記載されることがある。

（イ）日付は西暦で記載する。

⑥ 譲渡人の氏名又は名称及び住所

譲渡する者の住所、会社名称等を記載する。

⑦ 譲渡人印

前項⑥を証明する印鑑を捺印する。

なお、パソコンに入力してプリンタで印字する場合は、印影を模写した朱印も認めるものとする。

⑧ 譲受人

第一譲受人の名称（個人は屋号使用の場合には屋号及び氏名）を連記する。

なお、第一譲受人から文書を以て第三者を指定された場合は、その指定先を記載する。

7. 再発行の禁止

譲渡証明書は、下記の第8項、及び、第9項の場合を除き、いかなる場合においても、再発行してはならない。

8. 汚損、破毀した場合の差替え発行

譲渡証明書の最終譲受人、即ち、譲渡証明書の所持人から、譲渡証明書を汚損、破毀したことを理由に差替えを依頼された場合、第3項に基づく発行者（第一譲渡人）は、正式で、かつ、内容が確認できた場合に限り、譲渡証明書と引換えに新規に発行できる。

9. 譲渡証明書の記入欄が埋まった場合

譲渡証明書の記入欄が埋まった場合、譲渡人が任意の別用紙を貼付し、契印を行った上、譲受人に交付する。

なお、譲渡証明書の最終譲受人、即ち、譲渡証明書の所持人から差替えを依頼された場合、第3項に基づく発行者（第一譲渡人）は、正式で、かつ、内容が確認できた場合に限り、譲渡証明書と引換えに新規に発行できる。

10. OEM製品の取扱い

第2項に基づく発行者（第一譲渡人）で、OEMにより供給を受けて自社ブランド名で販売する業者が発行できる。

11. 輸入製品の取扱い

第2項に基づく発行者（第一譲渡人）で、輸入製品の国内販売を行う業者が発行できる。

12. 実施期間

本規程は、2025年4月1日から適用する。

制 定	(1971年6月	社団法人	日本産業機械工業会)
一部改定	(1977年4月	社団法人	日本産業機械工業会)
一部改定	(1993年8月	社団法人	日本建設機械工業会)
一部改定	(2000年4月	社団法人	日本建設機械工業会)
一部改定	(2012年6月	一般社団法人	日本建設機械工業会)
一部改定	(2025年4月	一般社団法人	日本建設機械工業会)

別表 統一譲渡証明書規程第2項に定める建設機械の範囲

大分類	小分類	大分類	小分類
トラクタ	ブルドーザ クローラローダ ホイールローダ スキッドステアローダ	コンクリート機械	コンクリートポンプ車 トラックミキサ車 コンクリートバイブレータ コンクリートプラント
油圧ショベル	下記の6t以上の掘削機械 油圧ショベル(クローラ式) 油圧ショベル(ホイール式) 電気ショベル その他6t以上の掘削機械	トンネル機械	岩盤用トンネル掘進機 シールド掘進機 小口径管推進機
ミニショベル	下記の6t未満の掘削機械 ミニショベル(クローラ式) ミニショベル(ホイール式) トラックバックホー バックホーローダ その他6t未満の掘削機械	基礎機械	油圧パイルハンマ バイブロハンマ アースオーガ 穴掘建柱車 リバーササーキュレーションドリル パイルドライバ 油圧式杭打・引抜機 地下連続壁施工用機械 地盤改良用機械 ケーシング回転切削機 その他大口径掘進機
建設用クレーン	クローラクレーン(ラチス) クローラクレーン(テレスコ) 油圧式トラッククレーン オールテレーンクレーン 機械式トラッククレーン ホイールクレーン タワークレーン 高所作業車 トラック搭載クレーン	油圧ブレーカ 油圧圧砕機	油圧ブレーカ 油圧圧砕機
道路機械	ロードローラ タイヤローラ 振動ローラ(搭乗式) 振動ローラ(ハンドガイド式) 平板式締め固め機械 アスファルトフィニッシャ アスファルトプラント スクレーパ モータグレーダ ロードスタビライザ 路面切削機 清掃車 コンクリート舗装機械	その他の建設機械	クローラドリル 切断機 可搬式コンプレッサ 可搬式発電機 重ダンプトラック 不整地運搬車(クローラ式) 不整地運搬車(ホイール式) 建設廃棄物破砕機(自走式) 建設廃棄物破砕機(非自走式)

その他工業会が承認した機械

一般社団法人 日本建設機械工業会

書式変更後(2024年7月)の譲渡証明書デザインについて

No.000000000

譲渡証明書

次の建設機械を譲渡したことを証明いたします。

機械名	製造者名
型式	製造番号

年月日(西暦)	譲渡人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
年 月 日	譲受人 殿	
年月日(西暦)	譲渡人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
年 月 日	譲受人 殿	
年月日(西暦)	譲渡人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
年 月 日	譲受人 殿	
年月日(西暦)	譲渡人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
年 月 日	譲受人 殿	
年月日(西暦)	譲渡人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
年 月 日	譲受人 殿	
年月日(西暦)	譲渡人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
年 月 日	譲受人 殿	

見 本

一般社団法人 日本建設機械工業会制定用紙

年月日(西暦)	譲渡人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
年 月 日	譲受人 殿	
年月日(西暦)	譲渡人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
年 月 日	譲受人 殿	
年月日(西暦)	譲渡人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
年 月 日	譲受人 殿	

見 本

注意事項

(1) 本書は、一般社団法人日本建設機械工業会が制定した様式であり、それを証するために会章のホログラムが入っております。

(2) 本書は、新品の表記建設機械につき、当工業会に加入の建設機械製造業者またはその指定販売業者が発行します。

(3) 本書は、表記建設機械について譲渡人と譲受人の契約関係において、所有権が移転した際にその移転を証するものとして交付するものです。

(4) 本書のない表記建設機械の譲渡ならびに本書の偽造、改竄されたものは民事上、刑事上の問題を惹起させることがありますので、取扱いにご注意ください。

(5) 本書の再発行はできませんので、遺失ならびに盗難などのないよう大切に保管してください。

(6) 記入欄がなくなった場合には、別用紙を貼付し、譲渡人が製印を行った上でご使用ください。

(7) 輸出申請の際には本書を税関に提出してください。

(8) 譲渡証明書制度の運用は、一般社団法人日本建設機械工業会ホームページに掲載されている「譲渡証明書運用規定」に則っています。


一般社団法人 日本建設機械工業会
 〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番6号 機械部5会議室

本制度に関するよくあるお問い合わせ

I. 証明書の様式について

- Q1. 証明書の記入欄が埋まったので、新しい証明書が欲しい。
- A1. 第9項と同様に譲渡人が任意の別用紙を貼付し、契印を行った上、譲受人に交付する。(証明書の用紙、電子データは頒布しておりません。)
- Q2. 譲渡証明書のデザイン・色が異なるものが存在するが問題ないか。
- A2. 令和6年7月に譲渡証明書の偽造対策として書式の変更を行ったためであり、問題ない。なお、切り替えた様式は従来の書式より若干青みが強く、複数の偽造防止効果が期待される書式への変更を行った。

II. 証明書の発行に関して

- Q.1 現在所有している機械を売却したいので、譲渡証明書を発行して欲しい。
- A.1 第3項で定める通り、発行者(第一譲渡人)へご用命ください。なお、第二譲受人以降の方が譲渡証明書を未発行の状態中古建設機械を取得した際に譲渡証明書の発行を求める場合は、従前の所有者を遡り証明書の発行手続きを行う必要がある点、ご注意ください。
- Q.2 年月日(西暦)を誤って記入してしまいました。どのように修正すればよいか。
- A.2 日付に二重線を引いて訂正印を押し、修正してください。
- Q.3 譲渡人または譲受人の氏名又は名称等が変更になったが、どのように記入すればよいか。
- A.3 社名変更や法人格等が変更になった場合は、登記簿謄本(登記事項証明書)等により変遷が把握できる資料を参考として添付するなどして御対応願います。
- Q.4 譲渡証明書を紛失してしまったので、再発行して欲しい。
- A.4 第7項で定める通り、第8項 汚損、破毀した場合の差替え発行、第9項 譲渡証明書の記入欄が埋まった場合を除き、いかなる場合においても再発行してはならない運用である。
- Q.5 第7項で定める通り、再発行の禁止については承知したが、譲渡証明書に代わる手段はないのか。
- A.5 売買契約書などで売主と買主が売買契約を成立させる際に、当事者間で合意した内容を書面にまとめることも一案。

以上